

認定審査には医療意見書の **一 枠**で囲われた項目に記入が必要です。

告示番号 6		糖尿病 () 年度		小児慢性特定疾病 医療意見書 (新規申請用)		1/2	
病名	2 2型糖尿病			受付種別	<input type="checkbox"/> 新規		
受給者番号				受診日	年 月 日		
ふりがな	受給者の基本情報が記入されているかご確認ください。			新様式となっているかご確認ください。 ※ 新様式は「新規」と「更新・転入」は、別になっています。 ※ 旧様式での申請は受付できませんのでご注意ください。			
氏名 (Alphabet)							
生年月日	年 月 日		意見書記載時の年齢	歳 か月 日		性別 男・女・性別未決定	
出生体重	g	出生週数	在胎 週 日	出生時に住民登録をした所 () 都道府県 () 市区町村			
現在の身長・体重	身長 (測定日)	cm (SD)		体重 (測定日)	kg (SD)		BMI
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	肥満度	%	
発病時期	年 月 頃		初診日	年 月 日			
就学・就労状況	就学前・小中学校(通常学級・通級・特別支援学級)・特別支援学校(小中学部・専攻科を含む高等部)・高等学校(専攻科を含む)・高等専門学校・専門学校/専修学校など・大学(短期大学を含む)・就労(就学中の就労も含む)・未就学かつ未就労・その他()						
手帳取得状況	身体障害者手帳	なし・あり(等級 1級・2級・3級・4級・5級・6級)			療育手帳	なし・あり	
	精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)	なし・あり(等級 1級・2級・3級)					
現状評価	治療・寛解・改善・不変・再発・悪化・死亡・判定不能			運動制限の必要性		なし・あり	
	人工呼吸器等装着者認定基準に該当		する・しない・不明	小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当		する・しない・不明	
臨床所見 (診断時) ※診断された当時の所見や診断の根拠となった検査結果を記載							
身体所見	腹囲(臍上): () cm						
診断	診断の契機: 学校検尿で発見: [いいえ・はい]						
症状(内分泌・代謝)	糖尿病ケトアシドーシス: [なし・あり]						
臨床所見 (申請時) ※直近の状況を記載							
身体所見	腹囲(臍上): () cm		肥満度: () %				
検査所見 (診断時) ※診断された当時の所見や診断の根拠となった検査結果を記載							
尿検査	尿中Cペプチド(CPR): () μg/day						
血液検査	総コレステロール: () mg/dL		トリグリセリド: () mg/dL		HDLコレステロール: () mg/dL		
	LDLコレステロール: () mg/dL		血糖値(随時): () mg/dL		HbA _{1c} : () %		
	血糖値(空腹時): () mg/dL		βヒドロキシ酪酸(3-ヒドロキシ酪酸): () μmol/L				
	グリコアルブミン: () %		インスリン(IRI): () μU/mL		採血タイミング: [空腹時・食後]		
	Cペプチド(CPR): () ng/mL		GAD抗体: () U/mL・未実施		採血タイミング: [空腹時・食後]		
IA-2抗体: () U/mL・未実施		判定: [陰性・陽性]		判定: [陰性・陽性]			
膵島関連自己抗体(その他): ()							
負荷試験	経口ブドウ糖負荷試験(OGTT): [未実施・実施]						
OGTT未実施の理由: ()							
血糖値(前値): () mg/dL		血糖値(2時間値): () mg/dL					
検査所見 (申請時) ※直近の状況を記載							
尿検査	尿蛋白(定性): [-・±・1+・2+・3+・4+]			尿中ケトン体(定性): [-・±・1+・2+・3+・4+]			
血液検査	血糖値(空腹時): () mg/dL		血糖値(随時): () mg/dL				
	HbA _{1c} : () %		グリコアルブミン: () %				
	Cペプチド(CPR): () ng/mL		採血タイミング: [空腹時・食後]				
遺伝学的検査	遺伝子検査: [未実施・実施]			実施日: (年 月 日)			
検査所見(その他)	検査所見(その他): ()						
その他の所見 (申請時) ※直近の状況を記載							
合併症(糖尿病)	網膜症: [なし・あり]		病期: [単純性・前増殖性・増殖性]				
	腎症: [なし・あり]		病期: [微量アルブミン尿・持続性蛋白尿・透析治療中]			微量アルブミン尿: () mg/gCre	
	神経障害(アキレス腱反射の低下): [なし・あり]						
	糖尿病ケトアシドーシス: [なし・あり]		過去1年間の回数: () 回/年		重症低血糖: [なし・あり]		
過去1年間の回数: () 回/年							

各々の認定基準をご確認の上、必ずご記入ください。
※ 認定基準については、別紙の1, 2を参照ください。

受給者番号() 患者氏名()

告示番号 **6** 糖尿病 () 年度 小児慢性特

合併症	合併症(その他):()
家族歴	糖尿病の家族歴:[なし ・ あり ・ 不明] 詳細:()

疾病の認定に関する項目です。
必ずご記入ください。
※ 認定基準については、別紙の3を参照ください。
※ 治療中であることが条件です。

経過(申請時) ※直近の状況を記載

薬物療法	インスリン療法:[なし ・ あり] 注射法:[頻回注射法 ・ CSII (Continuous subcutaneous insulin infusion) ・ SAP (Sensor augmented pump) ・ 従来法 (3回/日以下)] インスリン総投与量:() 単位/日 インスリン製剤名①:()) インスリン製剤名②:()) インスリン製剤名③:()) インスリン製剤名④:())
	経口血糖降下薬:SU剤:[なし ・ あり] メトホルミン:[なし ・ あり] α-GI:[なし ・ あり] DPP-4阻害薬:[なし ・ あり] SGLT2阻害薬:[なし ・ あり]
	経口血糖降下薬(その他): 使用製剤名①:()) 使用製剤名②:()) 使用製剤名③:()) 使用製剤名④:()) 使用製剤名⑤:())
	糖尿病治療薬:GLP-1アナログ:[なし ・ あり]
	糖尿病治療薬 (IGF-1、メトレプレチン、GLP-1アナログ、その他の注射薬等): 使用製剤名①:()) 使用製剤名②:())
	薬物療法(その他): 使用製剤名①:()) 使用製剤名②:()) 使用製剤名③:())
	治療

今後の治療方針	治療見込み期間(入院) 開始日:(年 月 日) 終了日:(年 月 日) 治療見込み期間(外来) 開始日:(年 月 日) 終了日:(年 月 日) 通院頻度:()回/月
---------	--

医療機関・医師署名

上記の通り診断します。				
医療機関名	記載年月日	年	月	日
医療機関住所	診療科	医師名	(印)	
		指定医番号 ()		

必ずご記入ください。
※ 認定期間中に20歳を迎える受給者については、
誕生日の前日を終了日として記入してください。

1 人工呼吸器等装着者の基準

○厚生労働大臣が定める者(平成二十六年十二月十一日)(厚生労働省告示第四百六十二号)

児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)第二十二条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める者

一～二 略

三 令第二十二條第一項第六号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものは、長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、日常生活動作が著しく制限されているものとする。

2 重症患者認定基準

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る)と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの)
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの)
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したものの)
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したものの)
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したものの)
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の用を全く廃したものの)
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの)
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)

3 疾病の認定基準(疾病の状態の程度)

細分類	番号	疾病名	疾病の状態の程度
2 2型糖尿病	6	2型糖尿病	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又はIGF-1のうち一つ以上を用いている場合

【補足※】

- 1 疾病に対する治療として、食事療法又は生活指導のみを行っており、薬物療法を行っていない場合には医療費助成の対象とはならない。

※ 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)」についてから抜粋